

文部科学省告示第七十七号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第十条第二項の規定に基づき、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十条第二項の工場又は事業所を定める告示を次のように定める。

平成十七年 六月 一日

文部科学大臣 中山 成彬

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十条第二項の工場又は事業所を定める告示

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十条第二項の文部科学大臣が定める工場又は事業所は次のとおりとする。

国の設置する病院又は診療所（厚生労働大臣の設置するものを除く。）であつて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校の設置する病院又は診療所以外のもの

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 平成六年科学技術庁告示第四号（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第八条第二項に規定する工場又は事業所を定める件）は、廃止する。